

# 地域冷暖房区域における CGS排熱の取扱い及び再エネ利用の強化・拡充について

～ 「地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度」 ～

---

令和4（2022）年10月6日  
東京都環境局

## 【報 告】 カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針

### 【議事 1】 地域冷暖房区域における C G S 排熱の取扱いについて

### 【議事 2】 地域冷暖房区域における再エネ利用の強化・拡充について

## 【報 告】 カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針

【議事 1】 地域冷暖房区域における C G S 排熱の取扱いについて

【議事 2】 地域冷暖房区域における再エネ利用の強化・拡充について

東京都は、2050年までの世界のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識から、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する、「2030年カーボンハーフ」を目指している。

脱炭素社会の実現には、2050年を見据え、サーキュラーエコノミー、自然との共生、大気環境等も含めた持続可能性の視点を踏まえながら、2030年に向けた行動を早期に強力に進めていく必要がある。

サステナブル・リカバリーを成し遂げ、明るい未来を切り拓くため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める関係規定の改正を検討する。

## 【これまでの動き】

《令和3年10月22日》

2030年カーボンハーフの実現に向けた「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正について、環境審議会に諮問

⇒以降、審議会での検討にあわせて、都議会での審議、専門家や関係団体、事業者等との議論、パブリックコメント等を踏まえて、取り組むべき気候危機対策を検討

《令和4年8月8日》

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正について答申

《令和4年9月9日》

「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」を策定

# 制度強化・拡充の5つの方針

- カーボンハーフに向けたギアをさらに引き上げるため、東京の地域特性を踏まえ、建築物の断熱・省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、利用エネルギーの脱炭素化の促進などあらゆる制度の強化を図る
- 制度強化に向けては、全ての関係者の理解と共感を得られるよう、連携・協力を推進

大規模

## 方針1

### 新築建物のCO<sub>2</sub>削減を強化・拡充

大規模建物：建築物環境計画書制度の強化  
中小規模建物：住宅等を対象に新制度を導入

## 方針2

### 既存建物のCO<sub>2</sub>削減をさらに強化

大規模事業所：キャップ&トレード制度の強化  
中小規模事業所：地球温暖化対策報告書制度の強化

エリア  
(都市開発・  
エネマネ)

## 方針3

### 都市づくりでのCO<sub>2</sub>削減を高度化

地域エネルギー有効利用計画制度の強化  
高度なエネルギーマネジメントの推進

## 方針4

### 利用エネルギーの脱炭素化を加速

エネルギー環境計画書制度の強化  
都内への再エネ電力の供給を促進

## 方針5

### カーボンハーフの取組を支える連携・協力

企業や都民、行政機関等多様な主体との連携・協力

## 地域エネルギー有効利用計画制度

・ゼロエミ地区形成に向け、都がガイドラインを策定、開発事業者が脱炭素化方針を策定・公表 等

強化

# 今後のスケジュール【方針2・3・4】

- 方針2は次期計画期間にあわせて令和7年4月制度施行、方針3・4はキャップ&トレード制度及び建築物環境計画書制度(新築・大規模建物)との連関性から令和6年4月制度施行を目指す

対象

方針2

- 地球温暖化対策報告書制度【既存・中小規模事業所】
- キャップ&トレード制度【既存・大規模事業所】

令和4(2022)年

第3回定例会  
基本方針報告

9月

令和5(2023)年

第3回定例会  
条例改正案提出\*

\*次期計画期間(2025年~2029年)に向けて条例改正案を提出予定

9月

準備・周知期間

令和6(2024)年

令和7(2025)年

制度施行

4月

対象

方針3・4

- 地域エネルギー有効利用計画制度
- エネルギー環境計画書制度

脱炭素に関する令和6年度実績数値を  
キャップ&トレード制度に反映

令和4(2022)年

第3回定例会  
基本方針報告

9月

令和5(2023)年

第4回定例会  
条例改正案提出

12月

準備・周知期間

令和6(2024)年

制度施行

4月

令和7(2025)年

実績報告

令和6年度実績

《出典》 都「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」

- 開発の早期から再エネや未利用エネの利活用、高効率設備の導入を促す仕組みとして、2010年度から「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」を実施

## 地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度

### 1 大規模開発におけるエネルギーの有効利用の推進

#### エネルギー有効利用計画書

制度開始年度：2010年度

一の区域において1又は2以上の建物の新築等を行う事業で、新築等をする全ての建物の延べ面積の合計が5万㎡を超える開発事業に対し、計画書の提出を義務付け

\* 2010～2021年度提出の開発案件:207件

- ① 新築建築物の省エネ性能目標値の設定（断熱、省エネ）
- ② 再エネ設備の導入検討  
未利用エネルギーの導入検討（敷地内）
- ③ 地域冷暖房の導入検討 等

導入する場合

### 2 地域冷暖房の評価と区域指定によるエネルギー効率の向上

#### 地域エネルギー供給計画書・実績報告書

制度開始年度：2010年度

複数建物に熱等を供給する開発事業者又は地域エネルギー供給事業者に対し、計画書及び報告書の提出を義務付け

\* 2022年9月現在：90区域が地域冷暖房区域として指定。85区域において熱供給を実施

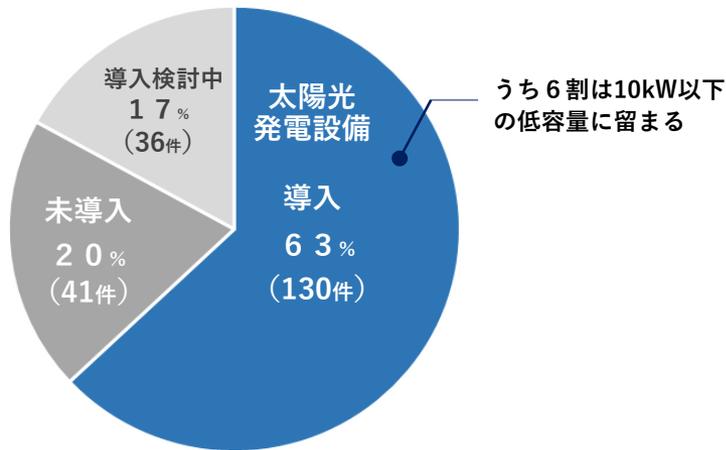
- ① 供給する熱媒体の種類（冷水、温水、蒸気）
- ② 利用する有効利用エネルギーの種類、量
- ③ 使用するエネルギーの量
- ④ 熱のエネルギー効率 等

# 地域におけるエネルギー有効利用の現状

- 開発案件において、太陽光発電設備の導入が計画されている案件のうち約6割は発電容量10kW以下の設備導入に留まる
- 地域冷暖房区域における未利用・再エネの利用は全体の約3割に留まる  
 なお、利用している未利用・再エネの種類は、ビル排熱が16区域と最も多い

【エネルギー有効利用計画書における太陽光発電設備導入割合】

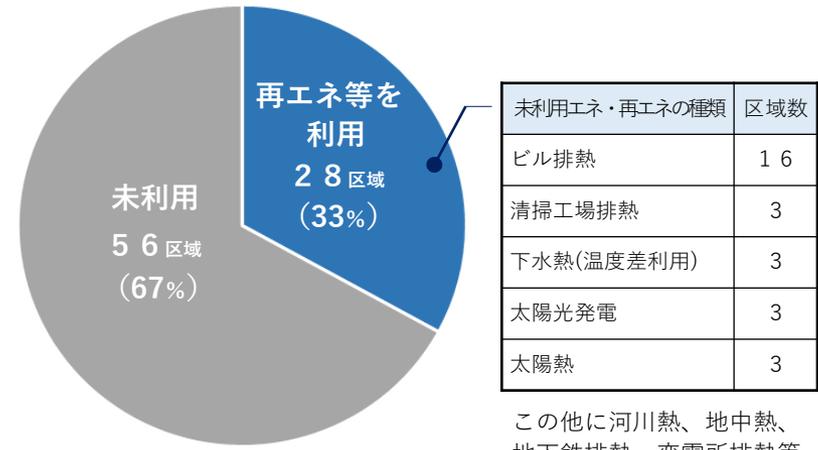
計画書の提出を受けた開発案件（207件）のうち、6割以上が太陽光発電設備の導入を計画されているものの、そのうち6割は10kW以下の低容量に留まる



※2010年度～2021年度提出の開発案件における状況（対象：207件）

【地域冷暖房区域における未利用エネ・再エネの利用状況】

地域冷暖房区域（84区域）における未利用エネルギーや再エネの利用状況は3割程度に留まる



※2020年度供給実績に基づき作成

この他に河川熱、地中熱、地下鉄排熱、変電所排熱等の利用もある（各1区域）

- 2050年ゼロエミッションの実現に向け、ゼロエミ地区の形成を確実なものとするため、現行制度を強化・再構築し、脱炭素化に資するこれまでの枠を超えた多面的な取組を誘導

「地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度」※1 強化・拡充の方向性

1 大規模開発における脱炭素化を牽引する取組

エネルギー有効利用計画書

※1…制度強化に合わせ、制度の名称変更を予定

● 都によるガイドラインの策定と公表

(ガイドラインイメージ)

- ・ 開発事業者は、ゼロエミ地区形成に向けた基本的な考え方とCO<sub>2</sub>削減方針(ステップ)を明示
- ・ 開発事業者は、当該ステップを実現するための個別取組を明示

<個別取組>

- ①エネルギーの効率的な利用
- ②エネルギーの脱炭素化
- ③エネルギーの面的供給
- ④エネルギーマネジメントの高度化
- ⑤資源、生物多様性等の取組
- ⑥適応策・レジリエンス等

● 開発事業者によるゼロエミ地区形成に向けた脱炭素化方針の策定と公表

● 先進事例の創出につなげる情報発信(都による公表方法・内容を拡充し取組を後押し)

2 地域冷暖房区域における脱炭素化の推進

地域エネルギー供給計画書・実績報告書

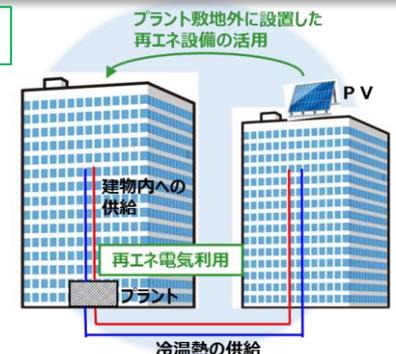
● 敷地外から調達した再エネの活用

- ・ 熱供給プラントの敷地外に設置した再エネ設備の活用や入居建物で一括購入契約した再エネ電気利用などの評価も検討

● 今後導入が期待される取組の検討

- ・ 大規模な電力需給調整への貢献 (DR※2, VPP※3)
- ・ 地域のレジリエンスに資する取組 など

※2…デマンドレスポンス (Demand Response) の略  
 ※3…バーチャルパワープラント (Virtual Power Plant) の略



## 【報 告】 カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針

### 【議事 1】 地域冷暖房区域における C G S 排熱の取扱いについて

### 【議事 2】 地域冷暖房区域における再エネ利用の強化・拡充について

- パブリックコメント等において、地域エネルギー供給事業者等から**他社CGS排熱の扱い**に関する意見を頂戴している

≪ 第4回カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会にて（令和4年2月8日） ≫

## 【虎ノ門エネルギーネットワーク株式会社】

- ガスエンジンCGSの排熱（排温水）は、熱供給プラントで活用するとプラントCOPが低下。エネルギーを有効利用していることが評価されていない。プラントCOPは基準を下回ると区域指定の取消もあり、制度上重要な位置づけ。
- 省エネ法の「未利用熱活用制度」において、ガスエンジンCGSの排熱は未利用熱として定義されている。本制度も同様に未利用熱とすることでプラントCOP低下を防ぐことの検討をお願いしたい。  
このことにより、エネルギーの有効利用が促進され、電力のレジリエンス向上にもつながると思われる。

## 【丸の内熱供給株式会社】

- 需要家から出るCGS排熱を受け入れることで、プラントCOPは低く評価される。  
未利用熱活用制度のように、他人から受け入れるCGS排熱等のエネルギーはプラントのエネルギー使用量から差し引けるように制度の拡充をお願いしたい。

# 【参考】未利用熱活用制度（省エネ法）

## 制度概要

- 外部で発生した未利用熱を購入し、自社の工場等で使用した場合に省エネの取組として評価する制度。エネルギー消費原単位の算出にあたって、エネルギー使用量から差し引くことで、原単位の改善が可能となる



## 【対象となる未利用熱】

＜出典＞ 資源エネルギー庁「未利用熱活用制度について」

「他事業者へ提供しなければ、省エネ法の判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず、廃棄することが見込まれる熱」

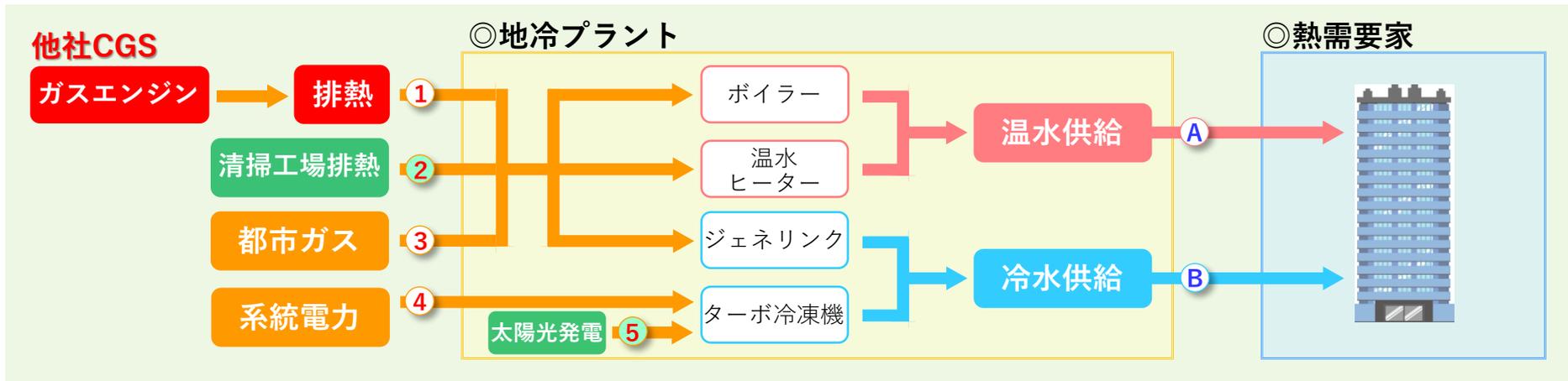
## (主な事例)

- 生産設備から発生する廃熱
- ボイラからの排気熱
- **CGS排熱** (タービンから発生する熱は除く)

※熱需要に応じて、熱量や熱の性質を任意に調整できるものは対象外

- 本制度の熱のエネルギー効率（COP）は、高効率な熱源機器の導入、効率的な機器運用に加え、**都が定める有効利用可能なエネルギーの活用により、評価される仕組み**

## 【イメージ】



$$COP = \frac{\text{需要家への販売熱量 [J]} \quad (A + B)}{\text{熱の供給に使用した電力・ガスなどの一次エネルギー使用量 [J]} \quad (1 + 2 + 3 + 4 + 5)}$$

有効利用エネ活用評価後

$$\frac{(A + B)}{(1 + 3 + 4)}$$

※有効利用エネ：単位発熱量ゼロとしてエネルギー使用量から差し引く

- 都が定める有効利用可能なエネルギー
- ・ 清掃工場排熱
  - ・ 下水汚泥焼却に伴い発生する排熱
  - ・ 下水処理水の熱
  - ・ 河川水、海水の熱

- ・ 建築物の空調により発生する排熱（ビル排熱）
- ・ 地下鉄から排出される熱
- ・ 太陽エネルギー（太陽光発電・太陽熱）

- 制度の性質に応じて、未利用熱の定義及びCGS排熱の扱いは異なる
- 本制度への評価に当たっては、本制度の趣旨、他制度への影響等を踏まえ整理する

	エネルギー有効利用計画制度	省エネ法（エネ庁）	温対法（環境省）
未利用熱定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎条例で定める以下エネルギー               <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場排熱、下水焼却排熱</li> <li>・下水処理水、河川水、海水の温度差熱</li> <li>・ビル空調排熱、地下鉄から排出熱</li> <li>・太陽熱</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎生産過程で発生する廃熱（副生エネルギー）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料及び化石燃料起源の熱</li> </ul> </li> <li>※エネルギー供給を主たる事業として販売する場合や、廃熱調整可能なものを除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎定義なし               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エネルギー起源CO<sub>2</sub>」と「エネルギー起源のCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス」の使用が伴わないものは排出量に含まず</li> </ul> </li> </ul>
他社CGS排熱の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎CGS排熱受入側にエネルギー使用量を計上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・COP算定に当たっては、エネルギー使用量として計上</li> </ul> </li> <li>※CGSへの投入エネルギーは温対法に基づき電熱配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎CGS排熱の受入側、供給側共にエネルギー使用量から差し引く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎CGS排熱受入側にCO<sub>2</sub>排出量を計上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス算定において、CGS排熱相当分を差し引くことはしない</li> </ul> </li> <li>※CO<sub>2</sub>排出量は受入量にデフォルト係数を乗じて算出</li> <li>◎CGS排熱供給側は供給した分のCO<sub>2</sub>排出量を控除</li> </ul>
備考（考え方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域冷暖房事業等の地域熱供給に対して未利用熱等の有効利用エネの導入を求めるとともに、より高い効率のエネルギー供給への転換や、高い効率の地域熱供給への加入を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途のない未利用熱を廃棄せず活用することを奨励するための制度</li> <li>・排熱を販売者（供給側）、購入者（受入側）共に評価することは、個々の改善意欲を高めるために必要な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CGS排熱は化石燃料起源の熱として位置づけ</li> <li>※CGS排熱を他者へ供給する場合（供給側）におけるCO<sub>2</sub>控除量の算出方法については、多様な排出態様が考えられるため継続検討</li> </ul>

- 他社CGSの排熱の扱いについて、廃棄が見込まれる熱を受け入れることによるエネルギーの有効利用の観点及び分散型エネルギーの活用によるレジリエンス対応等、制度改正の趣旨に沿う取組であることを踏まえ、算定対象に加える

## ◀ 本制度における地域冷暖房事業の扱い ▶

### 【現行制度の考え方】

- 有効利用が可能なエネルギーの導入を促進する観点から、都が定める有効利用に資する取組を行った場合のみ、地域冷暖房事業の評価として、COP算定できるものとしている
- また、地域区域の区域指定にあたって、指定基準を定めることにより、エネルギー効率の向上を促進している

指定基準	冷房又は暖房・給湯の熱需要	21GJ/時間以上
	熱のエネルギー効率（COP）	0.90（熱供給媒体に蒸気がある場合、0.85）以上
	排出ガス中の窒素酸化物濃度	40ppm以下

### 【制度改正における考え方】

- 現行制度の趣旨及びCOPの位置付け（エネルギーの有効利用及びエネルギー効率の向上を促進）を継承しつつ、脱炭素化に資する取組や地域のレジリエンスに資する取組を誘導するため、他社CGS（ガスエンジン）排熱の受入を算定対象に加える（COP算定において、エネルギー使用量から差し引く）。

- 現行区域において、概ね1割程度COPが改善するとともに、数区域は基準達成が見込める
- 余剰排熱の積極的な受入や地域のレジリエンスの観点から、都市開発段階でCGS排熱を前提としたシステム構築が期待される

## 【既存地域冷暖房区域への影響】

- 他社CGS排熱の利用状況は下表のとおり（詳細は次スライドによる）。

令和2年度実績	他社CGS利用区域	うち基準未達区域	他社CGS評価による基準達成区域
	15区域／84区域	7区域／15区域	3区域／7区域

## 【今後期待できる効果】

### ◆新規開発への反映

- ・地域のレジリエンス及びエネルギーの有効利用、面的活用を踏まえた開発が推進される

### ◆既存CGSの運転効率の改善

- ・省エネの進展によって熱需要が減少した結果、CGS排熱を使い切れないもしくは運転抑制したCGSも、排熱利用の用途が拡がることに伴い、CGS運転効率が改善される

### ◆施設単体のBCP向上

- ・地冷区域による他社CGS排熱を受け入れ意欲が高まることに伴い、周辺施設のCGS導入は電力需要に応じた導入へシフトし、施設内のBCP対策が向上する

### ◆区域指定基準の達成

- ・指定基準達成に向け、地域冷暖房事業者における対応策の選択肢が増える

# (参考) 地域冷暖房区域における他社CGS排熱の利用状況

令和2年度  
実績  
(本則基準未達状況)

	区域名称	COP (現状) 【A】	COP (排熱評価) 【B】	【B】 - 【A】	上昇率 (%)	エネルギー 消費量 (一次エネ換算) [GJ/年]	CGS排熱分に 相当するエネ ルギー消費量 [GJ/年]	エネルギー消費 量に占める 排熱分のエネ ルギーの割合
①	大手町	0.94	1.00	0.06	6.4%	1,019,834	59,738	5.9%
②	基準未達 芝浦	0.82	0.94	0.12	14.6%	228,902	28,297	12.4%
③	西新宿六丁目	0.89	0.90	0.01	1.1%	412,901	2,873	0.7%
④	基準未達 赤坂六本木	0.75	0.77	0.02	2.7%	279,478	6,578	2.4%
⑤	竹芝	0.77	0.81	0.04	5.2%	174,755	10,049	5.8%
⑥	基準未達 明石町	0.86	0.87	0.01	1.2%	228,651	4,489	2.0%
⑦	赤坂五丁目	0.91	1.04	0.13	14.3%	285,278	35,224	12.3%
⑧	新宿南口東	0.97	1.01	0.04	4.1%	161,020	7,281	4.5%
⑨	虎ノ門二丁目	0.88	0.96	0.08	9.1%	123,650	9,917	8.0%
⑩	基準未達 渋谷道玄坂	0.80	0.87	0.07	8.7%	113,375	9,160	8.1%
⑪	豊洲六丁目	1.08	1.21	0.13	12.0%	65,575	7,195	11.0%
⑫	基準未達 日本橋室町西	0.83	1.63	0.80	96.4%	117,787	57,714	49.0%
⑬	虎ノ門一・二丁目	1.07	1.19	0.12	11.2%	48,699	4,848	10.0%
⑭	基準未達 豊洲二・三丁目	0.78	0.87	0.09	11.5%	113,486	11,379	10.0%

  他社CGS排熱評価に伴い基準達成

※地域エネルギー供給実績報告書より都で試算

- 本制度のCOP等は、地冷区域の指定基準のほか、「建築物環境計画書制度」、「総量削減義務と排出量取引制度」にも活用
- 他社CGS排熱を算定に加えることで、地冷の受入検討を誘導

## 【建築物環境計画書制度】

### 制度概要

新築等をする建物・敷地ごとに環境配慮の措置と3段階の評価を記載した計画書の提出を義務付け。建築主が自ら評価し、その内容等を都が公表する仕組み

- エネルギーの面的利用において、以下の評価を受ける
  - <評価段階2> 当該地域冷暖房区域の供給事業者から熱供給を受け入れた場合
  - <評価段階3> 段階2かつ、**COPの値が0.90以上（蒸気が含まれる場合は0.85以上）**の場合

## 【総量削減義務と排出量取引制度】（低炭素熱の選択の仕組み）

### 制度概要

年間エネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kL以上の大規模事業所を対象にCO<sub>2</sub>排出量の総量削減を義務付けている制度

- 認定を受けた熱供給事業者から熱を受け入れた対象事業所は、一定の範囲内で、熱の受入による削減量を減ずることができる
  - <認定要件> ① **COPの値が0.90以上（蒸気が含まれる場合は0.85以上）**
  - ② CO<sub>2</sub>排出係数※が0.060 tCO<sub>2</sub>/GJ未満

※事業活動における温室効果ガスの排出量を管理する観点から、他社CGSの排出係数については、従前のおりCO<sub>2</sub>をカウントすることとする。

【報 告】 カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針

【議事 1】 地域冷暖房区域における C G S 排熱の取扱いについて

【議事 2】 地域冷暖房区域における再エネ利用の強化・拡充について

## 地域エネルギー供給計画書・実績報告書

- 地域冷暖房事業におけるエネルギー効率の向上を図ることによる環境負荷低減、環境への取組が高い地域熱供給からの熱の受入促進を目的
- 地域冷暖房区域の脱炭素化の推進に向け、再エネ活用においても、その取組が反映されるよう制度強化を行う

(再掲)

「地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度」強化・拡充の方向性

### 2 地域冷暖房区域における脱炭素化の推進

### 地域エネルギー供給計画書・実績報告書

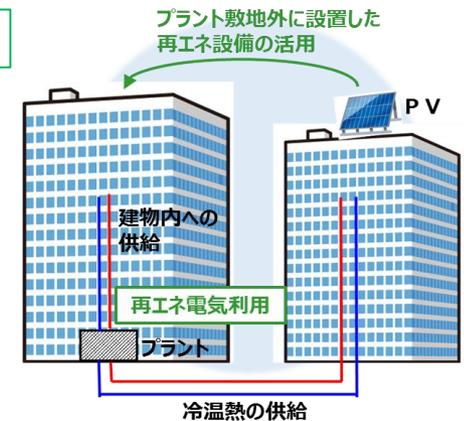
#### ● 敷地外から調達した再エネの活用

- ・ 熱供給プラントの敷地外に設置した再エネ設備の活用や入居建物で一括購入契約した再エネ電気利用などの評価も検討

#### ● 今後導入が期待される取組の検討

- ・ 大規模な電力需給調整への貢献 (DR<sup>※2</sup>, VPP<sup>※3</sup>)
- ・ 地域のレジリエンスに資する取組 など

※2…デマンドレスポンス (Demand Response) の略  
 ※3…バーチャルパワープラント (Virtual Power Plant) の略



# 再エネ活用の現状（手法と特徴）

- 電気と熱では状況が異なるが、再エネ活用に当たっては、選択肢が多様化している

活用手法	電気	熱	特徴
①敷地内導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接設置</li> <li>・ リース</li> <li>・ オンサイトPPA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな再エネ設備の開発につながる取組であり、<b>追加性が高い</b></li> </ul>
②敷地外導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自営線</li> <li>・ 自己託送</li> <li>・ オフサイトPPA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱導管を通じた近接区域間における熱融通</li> </ul>	<p>〃</p>
③小売事業者を介した調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再エネ電力メニュー（電源＋証書類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市ガスに証書類を付加したメニュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存のエネルギー源に環境価値を付加したメニューが主体</li> <li>・ 電気と異なり、市場で供給されるガスの脱炭素化には現状限界あり</li> </ul>
④環境価値（証書類）の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-クレジット</li> <li>・ グリーン電力証書</li> <li>・ 非化石証書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-クレジット</li> <li>・ グリーン熱証書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気と比べ、再エネ熱の環境価値の市場流通量は少ない</li> </ul>

- 地域エネルギー供給事業者に対し、**現在活用しうる再エネ活用手法の積極的な取組を求める**
- COPの算定においては、その性質を踏まえ、エネルギー源を再エネ設備に置き換える（熱供給に当たって新たに再エネ設備を創出）手法を採用する
- その他手法の活用も含め、事業者の積極的な取組を後押しする観点から、都による公表方法・内容（取組内容の情報発信）を強化し、**熱需要家の地冷受入検討を誘導**

## 地域エネルギー供給計画書・実績報告書

複数建物に熱等を供給する開発事業者又は地域エネルギー供給事業者に対し、計画書及び報告書の提出を義務付け

- ① 供給する熱媒体の種類（冷水、温水、蒸気）
- ② 利用する有効利用エネルギーの種類、量
- ③ 使用するエネルギーの量
- ④ 熱のエネルギー効率 等

## 【対象とする再エネ種別の拡充】

（現行）

有効利用可能なエネルギー（再エネ分）

熱：温度差熱（下水・河川・海水）、太陽熱  
電気：太陽光

（改正）

脱炭素なエネルギー（再エネ分）

熱：温度差熱（下水・河川・海水）、太陽熱  
**バイオマス熱、地中熱**  
電気：太陽光、**風力、水力、バイオマス**



## 【再エネ活用手法等の扱い】

（現行）

	再エネ活用手法
COP	① 敷地内導入（熱・電気） ② 敷地外導入（熱※）

※隣接・近接区域



（改正）

	再エネ活用手法等
COP	① 敷地内導入（熱・電気） ② 敷地外導入（熱※・電気）
情報発信	<p><b>【再エネ活用】</b></p> <p>① 敷地内導入（熱・電気） ② 敷地外導入（熱※・電気） ③ 小売事業者を介した調達（熱・電気） ④ 環境価値の購入（熱・電気）</p> <p><b>【その他取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模需給調整に資する取組</li> <li>・地域のレジリエンスに資する取組</li> </ul>

※隣接・近接区域

### 【情報発信の内容】

- ・ 各種取組における具体的内容
- ・ エネルギー使用量における再エネ利用割合等